⑷　請求者は、平成28年３月から栃木県内の株式会社ハヤブサドットコムに就職しているが、その会社の系列にある病気を理由とする就学困難児童を援助するＮＰＯ法人の活動にも参加する予定である。請求者は罷免後の険しい生活を送る中で、多数の社会的に恵まれない人々と接し、このような人々の支えとなるような社会奉仕活動の一翼を法律家として担いつつ、今後の残された人生をささげたいと考えるようになった。

２　争点

本件請求は、裁判官弾劾法第38条第１項第１号によってなされているところ、同号によれば、罷免の裁判を受けた者の請求により資格回復裁判の請求を認容するための要件として「罷免の裁判の宣告の日から５年を経過し相当とする事由があるとき。」と定めている。

この点、本件において、弾劾による罷免の裁判の宣告の日より５年を経過したことについては、当裁判所が請求者に対して平成20年12月24日、罷免の裁判の宣告をした罷免訴追事件（平成20年（訴）第１号）の判決書謄本により明らかである。

よって、本件の争点は、「相当とする事由」の存否である。

第３　当裁判所の判断

１　認定事実

証拠（証拠１～７、請求者本人）及び上記第２の１で認定した事実によれば、以下の事実が認められる。

⑴　罷免後の生活状況

請求者は、平成20年12月24日に罷免された後、翌年１月から平成24年３月までの３年間は東京福祉大学の総務課において法務担当の責任者として大学におけるコンプライアンスの確立に努め、適切に大学の業務が行われているか否かをチェックして意見を述べていた。同大学退職後、平成24年７月からは、シンテイトラスト株式会社で当初は週４日から５日、概ね午後８時頃から翌朝６時頃まで警備員として勤務し、積極的に仕事を覚えようとして年下の先輩警備員にも仕事のやり方を教わっていた。また、平成25年５月からは警備会社での勤務と並行して板橋区役所で派遣会社の社員として国民健康保険料徴収業務受託事業の管理者として勤務していたが、いずれの業務においても勤務態度が良好であった。特に板橋区役所での業務では、国民健康保険料または介護保険料の納付すらできない人々の生活を目の当たりにすることにより、高齢者や社会的に弱い立場の人たちの役に立ちたいと強く望むようになった。

⑵　社会奉仕活動

請求者は、生活のための仕事に従事する一方で平成22年９月からＮＰＯ法人「高齢者等の旅を支援する会」「難病の子供たちを支える会」で主に関係各官庁に提出する申請書等のチェックや法人の活動が行政法規に違反しないかどうかについてのアドバイスをする活動を真剣に行う過程を通じて、罷免事件について当時支部長という立場にありながら、上司を信頼して相談をしてきた部下の気持ちを推測せずに傲慢に振る舞っていた自分を心から反省し、法に背き社会を騒がせた償いとして社会的弱者のために働きたいという意志を強めていった。

また、平成23年３月の東日本大震災後、被災地で社会奉仕活動をしていくうちに、今後の人生は困っている人たちのために自分のできることをしていきたいと思うようになった。

⑶　行政法の研究活動

請求者は、大学在学時から東京大学名誉教授である塩野宏氏のゼミに参加していたところ、罷免後から平成27年に同氏が再び行政判例研究会への参加を呼びかけるまでは、自分なりのけじめをつけ、同研究会への参加を自粛していたが、その間も「仮の救済制度」についての裁判例の動向についての研究を続けている。

⑷　犯罪容疑による取調べ等

当裁判所から検察庁に対し、請求者に関する犯罪容疑による取調べの有無について照会したところ、請求者と「同一氏名、同一生年月日の者」について、「自動車運転過失傷害」罪につき、平成22年１月19日不起訴処分になったとの回答があった。これについて請求者は、当該事故は、罷免後の１月頃、今まで住んでいたところから荷物を全部出して夜逃げ同然で移動していたときに物損事故を起こしたことがあり、その時、車を運転していた被害者が後に怪我をしていたとして診断書を提出したものかもしれないが、同人との間では示談が成立し損害賠償をしており、検察庁で取調べを受けた記憶はない旨述べている。

⑸　被害者との関係

請求者は罷免後、被害者である部下の女性職員と接触して謝罪の意を伝えようとしたが、同人が今後一切の接触を強く拒否したため、同人の意向を尊重し、以後、同人とは一切接触をしておらず、被害弁償もできていない。

⑹　家庭の状況

請求者は、請求者の妻から、罷免訴追事件の原因となった事実に関しては、まだ完全に許しをもらっているわけではないが、法曹資格を回復することに関しては、賛同を得ている。また、請求者の息子からは、自分で誇れるような父親になって欲しいと言われている。

⑺　将来の希望

請求者は、仮に資格回復が認められ弁護士登録ができた場合には、罷免後に出会ったような社会的に弱い立場にある人々の要望に即座に答え、今まで四半世紀の間に培ってきた法律的な知識と経験をその方々のためにささげることのできる弁護士として社会に貢献することを希望している。

２　争点（「相当とする事由」の存否）について

⑴　「相当とする事由」の意義

「相当とする事由」とは、裁判官弾劾法第38条第１項第１号が、恩赦的性格を有するものと解せられることから推察して、再審的性格を有するものと解せられる同条第１項第２号後段に規定する「相当とする事由」とは異なり、「罷免の裁判に対し、反省改悛の情顕著にして、その間に人格的改善の事実が見受けられ、かつ、その他の情況をも考慮に入れてこれを考察すれば、今後請求者において、かつて弾劾されたような過誤を再び犯すことはないであろうと充分期待することができる場合」を言うと解するのが当裁判所の先例である（昭和37年（回）第１号・昭和59年(回)第１号参照）。すなわち、請求者が罷免の裁判を受けた後、自己の過ちを深く反省し、日々の生活の中で過去の自分の考え方や行動を改めるような人格の改善があり、二度と弾劾されたような過誤を犯さないと国民が期待できるか否かということであり、その事実の認定にあたっては、罷免裁判の理由となった罷免の事由の性質や態様、罷免後の請求者の生活状況や心境のみならず、被害者の心情、社会における請求者に対する非難感情の緩和、請求者の年齢、家庭の状況等その他諸般の事情を考慮して判断することとする。

⑵　これを本件についてみると、請求者の元職場の上司等の陳述書（証拠２，４，５）によれば、請求者は、罷免後の約７年間、法律実務に携わる仕事を敢えてせずに大学職員、警備員、派遣職員として国民健康保険料徴収業務受託事業の管理者に加え、高齢者や障害者のための社会奉仕活動や東日本大震災での被災者支援等をして罷免後の生活を地道に送ってきており、その間の勤務態度や活動の姿勢も非常に真面目であることが認められる。これは、請求者も述べるとおり、職務への誠実性を失って過ちを犯し、誤った目的で公権力を利用した請求者が、個人の権利義務を扱う法律実務に関わる資格があるのかどうかは慎重に判断するべきであり、しばらくは法律実務に関連する仕事とは無縁の仕事をした方がよいと考えた上の選択と認められ、自分が過去に犯した罪への一定の反省の現れと言える。また、請求者本人によれば、罷免後の７年間の生活は、決して順調であったわけではなく、罷免直後に上司の紹介で就職した東京福祉大学を自分の意志で退職してからは、職を失い経済的に困窮して、十分な身分保障を受けながら職務に対する社会の信頼を著しく傷つけた自分の愚かさを身にしみて反省し、地位に慢心して権力を濫用した自分の傲慢さを心底悔いたこと及び法律実務から少し距離をおいた慣れない仕事に従事する過程において、どの職場でも多くの上司や同僚からさりげない気遣いを受け、その気遣いの仕方を請求者が身をもって学ぶ中で社会生活を送るためには相手の立場や判断を尊重することが不可欠である